

平成 21 年度二見地区地域審議会概要

- 1 開催日時 平成 21 年 9 月 8 日 (水) 19:00 から 20:00
- 2 開催場所 二見生涯学習センター
- 3 会議内容 ごみの収集方法等の統一に関する基本方針について
防止行政無線の整備について (素案)
- 4 出席委員 松本徳男委員、山本貞夫委員、濱千代利弘委員、奥野雅則委員、
中村恒委員、橋本清美委員、北井伸治委員、北村峰記委員、
酒徳孝委員、福井輝夫委員、八木直己委員、
- 5 出席職員 生活環境部長、環境課副参事、二見総合支所長、生活環境課長、
同課長補佐、地域振興課課長補佐

7 議事概要

1) 会長あいさつ

ごみの問題をいかにやるべきかというのは、非常に難しい要素が絡んでいると思いますが、現実の伊勢市は、財政的に問うてどういうことなのか。10万ちょっとの都市がどういうふうに行っているのか、皆さんなりに理解していただいて、現実厳しい中でどのような案が一番いいのか、色々皆さんに意見を出してもらい、それを吸い上げてもらって、今日はそれを十分に汲み取って、皆さんにご報告いただけたと思います。気持ちのうえでは色々と思っておりますが、宜しくお願ひします。

今日はごみの問題は一応、そういったことを吸い上げてもらった結果が説明されます。

それから防災行政無線の整備ということです。

2) 二見総合支所長補足説明

これまでの流れを確認させていただきます。

8月5日に皆様方にお集まりいただき、市長から出されておりましたごみの統一に関する基本方針の素案に対する最終の意見を皆様方にいただきました。その結果を踏まえて、13日付けで八木会長の名前で伊勢市長のほうに、二見地域の地域審議会はこういった意見がございましたということで回答を出させていただきました。それは今日の資料にも付けていただいていると思います。各伊勢、小俣、御菌も同様に意見が出されまして、その内容を今日来ていただいております環境生活部等に協議をいただいて、8月下旬に議会の方の常任委員会、教育民生委員会の方が24日に行われ、その中で今度は案としてお計りいただきました。今後この案を実施していくにあたり、一番大事な部分で、地域の皆さん方への説明も必要になってこようかと思ひます。ちょうど9月1日が区長会がございましたので、

区長会長にお願いさせていただき、区長会の方で説明させていただきましたが、やはり地域審議会の皆様方に集まっていただいて、そのへんの説明を、地域の説明の始まる前にしないと、せっかくのご意見をいただいたという流れもございますので、急遽ですが今日寄っていただいた、そういう経緯でございますので、あわただしい状況で申訳ございませんが、今日は素案から案になった部分の説明を、今から環境生活部長の方と副参事の方から説明をいただきますので、宜しくお願ひしたい思います。

3) 環境生活部長説明

今日はお忙しいところ、貴重な時間をいただきまして本当にありがとうございます。

本日経緯も含めながら、今日の方針案にどのようにしてたどり着いたのか。またその案はどのような内容なのかを説明させていただきたいと思いますが、少し経緯の方からお話させていただきたいと思います。今日ご説明申し上げますごみの収集方法等の統一については、市民の生活にもっとも密着したものであると承知しております。そんなこともありまして、合併の際にもどうすると決められずに、当分の間現行どおりとして、新しい市において一体的な処理が出来るように随時調整しなさいというようなことで位置づけられたものでございます。そういったことがございましたので、本庁の環境課あるいは各総合支所の生活環境課、実際にごみを収集している清掃課こういったところが一帯になって、ごみの排出状況等の実態からまず検討を進めてまいりました。そして今年の4月に、新市におけるごみの収集方法等の統一に関する基本方針素案を取りまとめて議会にお示しするとともに、ご無理をお願いしましたように各地域審議会にご説明申し上げご意見をいただきました。また各自治会の皆さんにも同じようにご説明してご意見をいただきました。特に地域審議会の皆様には日があまりない中、ご無理をお願いしましたが、それにもかかわらず熱心にお取り組みをいただいて、中には厳しいご意見もございましたが、多くの貴重なご意見ご提案をいただいたといえております。このように皆様方からいただいたご意見を参考とさせていただきながら、このたび今日説明する基本方針案を作成致したものでございますので宜しくお願ひします。この基本方針案について、詳細につきましては環境課副参事の方から説明させていただきますので宜しくお願ひしたいと思います。

4) 環境課副参事詳細説明

皆様方のお手元にお配りしました4つの地域審議会の資料を中心に、説明を進めさせていただきたいと思います。

一番上に伊勢地区の地域審議会の資料が載っております。伊勢地区に関

しましては、燃えるごみの集積化これが一番大きな問題でありますので、そのことを中心に答申が出ております。いわゆる50世帯規模の集積を進めるという考え方に対しまして、伊勢地域は起伏の激しいところもあり、また高齢化が4地域の中で最も進んでいるところでもありますので、意見の一番上にありますように、地域の距離的、時間的状況や地域住民の意見に十分配慮し、対応していただきたいということが、一番最初にあがっております。高齢化社会が進展する中で、特に高齢者、障害者の方々への対応に配慮した集積場所を検討していただきたい、また観光都市であることから、景観に十分配慮したものであってほしいというような意見を中心にまとめていただいております。

二見地区につきましては、皆さん方から出していただきましたご意見でありますので、ここで紹介することは控えさせていただきます。

小俣地区につきましても、概ね他の地区同様の内容ですけれども、3番で拠点収集する品目の収集日は、基本方針どおりとするということで、やはり財政厳しい中で、これから新しい伊勢市として立ち回っていくためには、サービスの平等ということもありますけれども、ある程度経費縮減のために効率的な運用をしなければならないということについて、基本のご理解いただいたと考えております。その中でやはり地域の意見を汲み取って、地域の住民が運用しやすいようなことに、実際に進め方を考えてほしいというようなことを、後段の資料とともにいただいております。

最後に御菌地区でございますけれども、この地域は皆様方の地域と同じように、資源物の指定日回収と、旧伊勢地域と同じく可燃ごみ集積化の2つの課題を抱えた地域でございます。こちらの審議会の方からも、地域性を考慮して集積化等についても考えてほしいということ、それと行政が主導でやるのではなく、自治会と連携して住民の合意を得ながら可燃ごみの集積所、資源ステーションの設置を考えてほしい。そしてこれは3地域共通することですけれども、資源物の回収頻度の急激な減少は、住民生活に影響が大きいので段階的な統一を検討すること。やはりそのまま最終的な市の方針の回収で実施するには、ちょっとショックが大きいので何らかの経過措置をみてほしいというような内容でございました。こちらの地域に関しましては、回収の項目に民間委託も含めた収集コストの削減を推進すること、これからの市政のために経費の削減を色々とお出していただいております。

このような4つの地域審議会のご意見、それと二見地区の連絡協議会、小俣地区の連絡協議会、また御菌地区の連絡協議会、それから伊勢市では地区連絡協議会がございませんので、環境課のプロジェクトチームが3班

に別れて、市内 121 自治会に入って吸い上げてきた意見を基に、素案をどのように変えたら良いかを環境課、各総合支所の生活環境課、清掃課で検討いたしましたのが、お手元にお配りしました案でございます。

住民サービスの均一化、それと経費削減、効率的な運用こういったものについては変わっておりません。それから素案としてお示しした排出日等の回収等も平成 23 年からの運用については変わっておりません。従いまして資料の 1 ページの基本的な考え方、2 ページの将来のごみの集積所のあり方、3 ページのごみの分別品目の統一、この部分については変わっておりません。素案から案が変わった 4 ページをご覧ください。こちらの右端に 2 枠に分けて、伊勢市（新体制）として平成 22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの 1 年間と 23 年 4 月 1 日からの排出頻度が書いてございます。平成 23 年 4 月 1 日からの排出頻度につきましては、5 月に皆様方にお示ししました素案の数字と変わってございません。最終的にはこの数字でやっていきたいという思いでございます。実際には机上の計算になりますけども、どの地域の方々もこの回数で家庭から出るごみや資源ごみ、こういったものを整理できると考えております。ただ今まで各地域で育まれてきましたごみの排出の習慣、これをいきなり新しいものに変えるとなりますと、やはり戸惑いがございます。そういう戸惑いや不安、これを抱えたままで平成 22 年 4 月から一斉にスタートすることは検討の中で非常に疑問視する声が出てまいりました。ですので、各所で声が上がりましたが、段階的な処置を取って緩やかに実施をしていきたいという結論に至りましたので、このページの網掛けしてある部分、こちらの方をご覧ください。

缶・金属類につきましては、1 年間のみ月 1 回のところを月 2 回にさせていただきます。これは旧伊勢市の地域におきましても今、月 2 回でございます。ですのでこれは全市的に月 2 回で実施したいと思っております。その下にございます資源ビン、紙・布類、ペットボトルこちらは、旧 3 町の二見町、小俣町、御菌町の地域の方々は、随時回収をいう形をとってまいりましたが、日を指定して排出をしていただく練習期間として、1 年間月 2 回でお願いしたいと思っております。旧伊勢市の住民につきましては、これは今まで月 1 回でやっておりますので、旧伊勢市地域に関しては、月 1 回でやっていく、このような考え方でおります。

1 年間排出日を指定して、出していただく方法になれていただくとともに、新しく 22 年 4 月から設置させていただきます、拠点ステーションという制度がございます。こちらは週の内、毎水曜日、土曜日、日曜日それから祝日があった場合はその祝日も含めまして、全ての資源物を排出していただ

くことが出来るステーションでございます。この拠点ステーションの併用を進めながら、排出日指定のやり方になれていただきたいというふうに考えております。そして1年間練習期間を置いて23年4月1日からは、本来の目的であります、基本的な統一のための数字に回収日を変更しまして、全市全ての地域で同じような方針でやっていただきたいと考えております。

これと合わせまして、旧伊勢市の地域と御菌町、こちらでの可燃ごみの集積も今急ピッチで進めておりますけども、生活環境部長のほうからも少し触れさせていただきましたが、この2カ年をかけましてほぼ100%可燃ごみの集積化も図れる見込みです。

ですので合併の調整期間といわれる5年、平成22年度末までに段階的な措置を経まして、23年4月からは新しい伊勢市として、新しいルールを基にスタートを切りたいという思いでおります。これが8月24日の教育民生委員協議会の方に報告し、協議を経まして、最終的にこれからこの市の基本方針となる骨格でございます。1年間皆様方に慣れていただく期間をもって、23年4月から本格的に新しいルールでやっていきたい、こういう思いを4ページの排出頻度の表に記載させていただきました。

5ページをご覧くださいますと、今後の進め方が書いてございます。

現在、基本方針を市長決裁を受けている最中でございます。案として提出したものを、最終的に市長の判断で、これを伊勢市の基本方針とするという意思決定がなされ次第、案という言葉は取れます。

当地の地域審議会、また他の3地域の地域審議会や、自治会等にもこういった案になったという説明をさせていただきまして、その他、市民の廃棄物減量等推進審議会やごみ問題市民会議の方へ、新しい方針を説明させていただくとともに、各自治会の方へ新しいこの方針を説明させていただきまして、自治会とともに住民さんへも周知を図っていきたいと考えております。今年の11月、12月に新しい排出頻度に基づくごみカレンダーを作成しまして、住民さんへの直接の説明とは他に、年が明けてからは広報やアイティビーなどのメディアを使いまして、広く啓発を進めていきたいと思っております。22年4月からは、経過措置のスタートをさせていただきたいと考えております。

5) 質問等

会長：品目別排出頻度のところ、何か質問ございませんか。ご質問なければ、今後の予定についてのところではどうですか。

施行期間1年ということで、網掛けしていただいたところは、4地区の皆さんの色々な意見を集約してこういう結果になったと思いますので、一応いろんなことを反映していただいたと思います。

意見を今後のために伺ってもよろしいですか。

ごみ問題はこれでスッと決まるものではないので、ご意見、ご要望も兼ねてございましたら宜しくお願いします。

委員：今後の要望で、住民への説明を要望したら対応していただけるのでしょうか。

生活環境部長：総合支所の生活環境課が各自治会に入っていて説明させていただく。そしてその時に地域の役員さんだけでなく、皆さんもということでしたらそれは対応していただけると思います。もし私たちが行かなければ行けないようになりましたら、いつでもお邪魔したいと思っています。

生活環境課長：基本的には生活環境課で対応させていただきます。

総合支所長：区長会の方で話させていただきましたように、先ず区長さんたちも組長会議にかけていただかなければいけないと思いますので、その組長会議の中で、組長さん全てに話してくださいというのか、各組にそれぞれ入ってくれというのか、色んなご意見もあるかと思しますので、その辺のことを各区長さんの方からご意見を伺って、私たちが現場の方に出向きたいと思しますので、宜しくお願いしたいと思します。

生活環境部長：いくら私どもが絵を描いても、ご理解いただいてご協力いただかないと出来ない話ですので、その辺は十分総合支所と協力しながら、しっかりやっていくことが大事だと思います。

会長：他にございませんか。意見ではなく要望でも結構です。

委員：拠点ステーションは、時間はどれだけ開いているのですか。

生活環境課長：水・土・日・祭日

環境課副参事：概ね9時から4時30分の時間帯です。

会長：資源の方は全てよろしいのですか。

生活環境部長：資源の方は全て持ってきていただいて結構です。

委員：住民周知のことにに関して、私たちはこういうような資料をいただいておりますが、住民の方がいちいち細かく見ることもないだろうと思しますので、住民周知の時に何か分かりやすいようなパンフレットのようなものを発行される計画はありますか。

環境課副参事：ご指摘のとおり、この計画表をポンともらっても、なかなか一般の方は慣れていないので分かりづらいと思しますので、この地域はこんなふうに変わりますよというふうなものを、1枚もので分かりやすいのを作らせていただきます。

生活環境部長：総合支所と相談させていただきます。

総合支所長：時期的には概ね年末から年始ということになりますか。

生活環境部長：各地区に入ってもらうのはもう少し早い。

総合支所長：自治区の方が新しいメンバーになることもありますので、地区によっては旧のメンバーに説明しても、また新メンバーにもやってもらわなければいけないという話もありますので、今ちょうど2人の区長さん見えますが、大体そんなような目処、早い所がありましたらもちろん行かせていただきますが、そんなイメージです。

組長さんには先ず話をさせてもらわなければいけないと思っています。

その辺を最初にやって、新しい組長さんには又新しい年度と思います。

生活環境課長：2回行けと言われれば2回行きます。

6) 協議事項：防災行政無線の整備について

〔二見総合支所長説明〕

以前の地域審議会のときも、まだ合併して決まっていない、調整がまだ出来ていない項目の中に、ごみの問題、それから防災行政無線の問題、都市計画税の問題等のお話をさせていただきました。

今回の8月下旬の議会の委員会でも、防災行政無線の整備基本計画の概要の素案が示されましたので、今日をご説明させていただきたく資料を付けさせていただきました。これも素案としてあげさせていただいております。

それともう一つご理解願いたいのは、これはあくまで防災行政無線の外のラップだけのイメージをしてください。中に入っている戸別受信機の話ではなくて、外に鳴っている、外で聞こえる、あのラップの方針ということでご理解願いたいと思います。

伊勢市は4つの周波数、それぞれ本庁、小俣、二見、御薮4つの周波数で防災行政無線が動いております。昨日も行政相談の放送が流れましたように、それぞれの旧町村単位で今放送がなされています。これをデジタルに移行すると、アナログがデジタルに変わるということを踏まえまして、この際に整備を行いたいというのが基本的な考え方でございます。

現在、それぞれの防災行政無線、この上の方に書かせてもらってありますが、旧伊勢市は平成11年、12年、旧二見町は9年、10年、旧小俣町は13年、旧御薮村については、昭和54年に整備されたということで、かなり古いものでございます。これを一つのものにしていきたいというのが、今回の方針でございまして、この21年度はシステムの決定をして、実施設計に入っていきます。22年に実施設計を踏まえまして、システムの発注、それから工事、納品となってきます。それから22年中に免許、免許は1市に一つということの考え方です。今は合併によって特例的な考えがありますが、やはり一つということで、二見にも別の放送をしたいので別の免許

をくださいというのは、これからは通じない。今までは合併して直後で便利こういう形で、それぞれ4つで放送していましたが、これからは一つ、本庁から1本の放送で流れるということになります。これが平成25年までにこの事業を終わらせていきたいというのが、今回の考え方でございます。予算的には約15億円かかるというお話です。

ここまでのところが、今伊勢市が考えている同報無線、いわゆる外の放送の今後の考え方でございます。

今の伊勢市はどうしても、建物事態が防災上ちょっと危ないというところもありますので、この図にありますように、拠点が御菌村の総合支所が、今後の拠点というふうに考えておまして、あそこなら災害時も大丈夫であろうということで、そういう拠点として考えております。変わるところは拠点が御菌村の総合支所が防災上の拠点になるということで、この図としては示させていただいております。御菌の総合支所が書いてありますがなんら間違いではなくて、拠点を本庁ではなくて御菌総合支所に行くという考えでございます。

ここまでのところで、ご意見、ご質問ありましたらどうぞ。

会長：防災行政無線の整備について、今の説明で何かご質問はありませんか。

委員：今までは二見地区で呼ぼっていたのが、呼ばれないということですか。

二見総合支所長：前からこのところで心配のあった、局が2つあっても良いのではないかというお話ですが、改めて電波管理局等に確認させていただいても、そういうご指導です。ですのでやはり1本の放送、ということは、内容が絞られてくるという心配が、心配がというか、その方向で行くのかなと、これからまだ内容をつめていただくわけですが、どこまでその内容を対応していただけるのか。

今でも防災行政無線は、たとえば地区別の放送が出来ます。それは出来ますので、これは二見地域だけの放送というのは可能と思います。そういう形のもは。ただ内容というのは統一せざるを得ないと思います。本当にフットワーク良く、昨日は行方不明者の方の放送もさせていただきました。色んな放送をさせていただいている現状ですが、その辺の精査が、これから私たちとしても地域審議会としても、出来るだけ幅広い放送をしてくださいというのを要望したいと思います。

委員：住民サービスに欠けるようにならないようお願いしたい。

二見総合支所長：それともう一つ、戸別のものがどうなっていくのかというのが大きな問題で、ご承知のように二見と小俣は戸別の受信機がありますが、伊勢市がありません。それと御菌はテレビが防災の放送で、ケーブルテレビの受信料を市が負担しています。これは合併前から、御菌はそうい

う対応でしたので、テレビが防災用の、二見でいうラジオのようなものが、御菌はテレビなんです。ですのでそれを認めてきているわけですが、これもどうしていくか、大きな課題になっていまして、御菌はケーブルテレビの戸別の料金を払っていません。皆さんが払ってもらっているのが、あくまで防災用に使っているという形ですので、払っていません。

そういうような不具合なところもありますので、それを一本にするにはどうしたら良いか協議をしているところです。

委員：今新築するとどうなるんですか。

二見総合支所長：今二見町は渡しています。貸し借りです。

委員：御菌の場合は、今家を建てていくとケーブルテレビのお金を払ってくれるのですか。

二見総合支所長：チューナーを払っています。テレビ自体を買うということではありません。

委員：受信機を御菌の場合には、個人で負担せず、負担してもらっているのですか。

二見総合支所長：そうです。

御菌は、それを防災上のこととして導入されていますので。

問題になるのは、伊勢市がまったくない。では旧の二見、小俣に合わすとなると、防災行政無線の同報無線で15億となったのですが、これをする、全市で行くと37億ぐらいかかってきます。

委員：戸別というのは、今までどおり使えるのですか。

二見総合支所長：これを、アナログからデジタルになったもので対応しての話です。今のままでは使えません。

当然私たちは、今までこういう形で旧二見町の部分についてはありましたので、当然これは防災上にも役立つという認識で、継続して聞けるように対応していただきたいと、二見総合支所としてはそういう話をさせていただいておりますが、全市となるとやはり、財政事情を考えると厳しいと思います。

御菌から言わせれば、小俣、二見さんも戸別受信機がもう終わるんですね。そうなったらケーブルテレビ認めますが、そうでなければ私とこを認めてくださいというのが御菌の言い分です。私とこも同じように防災としてそれを使わせてもらっているのです、というのが御菌の言い分です。それにしても、お金が発生することですので。

御菌は、平成25年よりもっと早く対応しないと、2011年の問題が出てきておりますので、二見よりもっと迅速に対応しなくてはいけない状況に來ています。

ちょうどそういう時期に来ていますので、この問題も悩ましい問題なのかと思います。放送の内容と合わせて、戸別受信機も今後ということについては。

会長：ご質問もご意見も含めて、何かありましたらどうぞ。

委員：今使っている受信機は、いくらぐらいするのですか。

二見総合支所長：当時で4万5千円ぐらいです。

委員：二見町が設置した当時から、マイクは増えたり減ったりしていないと思うのですが、人家の貼り付けが違ってきて、聞こえないところも出てきているように思うのですが、そういったものは新しく設置していただけるのですか。

二見総合支所長：今回のこの調査で、音の聞こえの調査も全てやっていただきました。既にやってもらいましたので、たとえば方向がちょっと動かしただけの方が良い、ここ増やした方が良いというのはやりません。基本的に支柱は本数は動かさないというのが基本的な考え方です。

それだけ二見町の方は、音が聞こえるという認識を、結果として、そういう答えをいただいております。

委員：池の浦の方、池の浦街道のところに、こちら側が聞こえない。

二見総合支所長：ラッパの方向とか、出力の問題、その辺を調整すればクリアできるという答えはいただいております。

委員：それならよろしいです。

二見総合支所長：調査は全てしていただきました。

委員：今回デジタル化で整理されていく中で、たとえば西区の中だけを自治区の方から放送したいと言ったときに、簡単にやれるようにはできないのですか。

二見総合支所長：そこまでの具体的なところは、まだこれからの話になると思いますが、電波管理局からの立場、話からすると、それは難しいと思います。

委員：防災無線なので、内容はそれに関連したものでないといけないということですか。

二見総合支所長：行政無線をどこまでやってもらえるかというところの範囲ですが、もっと違った地元放送をどうするのかという話は、ちょっと厳しいのではないかと。それは、地元有線をお願いしたいという話にならざるを得ないのではないかと思います。まだまだその辺の詰めはこれからですが。

委員：以前私が電波管理局に直接聞かせていただいたのでは、それぞれの地域の市長の裁量をもって認めれば、お任せしますということでした。いくら防災行政無線となっても、それだけに係ることだけしかしてはいけ

ないというものではないという回答であった、その時点では。

だからある程度、市として柔軟に考えるのであれば、柔軟に対応できるということですが、法律的には。

二見総合支所長：少なくとも外の放送については、そんなに長い先ではなくて、近い内にお示ししなければいけないと思います。

委員：現在使っているものに関しては、25年までそのまま使えるということですか。

二見総合支所長：使えます。ですので、あと4年ぐらいは今のを使わせていただき、二見のやり方でいけるのかなと、そういう認識をしています。

会長：完全に実施されるのは平成26年以降ですので、色々とまた問題があるかと思いますが、他に何か質問はございませんか。

